

## 自律訓練法指導資格更新のための研究・研修領域と各ポイント数（2017年度改正）

資格試験・認定委員会

### 領域Ⅰ．日本自律訓練学会大会（必須項目）

① 大会参加	15
② 研究発表（筆頭発表者）	10
③ 研究発表（第2、3共同発表者）	5
④ 研究発表（第4共同発表者以下）	3
⑤ シンポジスト・講演者	10
⑥ 司会・座長	5

※一大会のポイント加算は25ポイントを上限とする。

### 領域Ⅱ．日本自律訓練学会研修会等

1. 基礎講習会・アドバンスト研修会・専門指導研修会、その他資格試験・認定委員会の承認を得た研修会（5時間以上）

① 参加者	5
② 講師・事例（症例）提示者 （上位指導資格者の基礎講習会でのインターンを含む）	15
③ 基礎講習会でのインターン （基礎指導資格者の場合）	10

2. 相互研修会参加者 5

### 領域Ⅲ．日本自律訓練学会認定上位指導資格者が講師をつとめる研修会等<sup>※1</sup>

1. 研修時間が5時間以上のもの

① 参加者	4
② 講師・事例（症例）提示者	10

2. 年間を通し行われるスーパービジョン

① スーパーバイザー	10
② スーパーバイザー	15

※1 原則として、事前に学会事務局に申請し資格試験・認定委員会の承認を得られた研修会をポイントの対象とする。

### 領域Ⅳ．学会誌「自律訓練研究」

1. 原著、シンポジウム論文、症例報告

① 筆頭著者	20
② 第2、3著者	10
③ 第4著者以下	5

2. 総説・資料

① 筆頭著者	10
② 第2、3著者	5
③ 第4著者以下	3

3. その他（筆頭著者のみ） 5

### 領域Ⅴ．学術論文、著書（含分担執筆）

その他（ただしAT関連の内容に限る）

1. 学術書と考えられるもの（含翻訳書）

① 筆頭著者	15
② 第2、3著者	10
③ 第4著者以下	5

2. 啓発書（AT関連書と考えられるもの）

① 筆頭著者	10
② 第2、3著者	5
③ 第4著者以下	3

3. 実践報告書等（第1報告者のみ） 5

### 領域Ⅵ．日本自律訓練学会役員<sup>※2</sup>

① 理事（理事会3回以上出席）	15
② 各種委員会委員長・大会会長 （事務局長・監事・幹事を含む）	15
③ 各種委員会委員	10

※2 領域Ⅵの申請はいずれか1つのみ